

南西ドイツにおける Gemeinschaftsschule の創設 —バーデン＝ヴュルテンベルク州での試み—

榊原 禎宏

An Appearance of “Gemeinschaftsschule” in South-West Germany:
An Implementation in the State of Baden-Württemberg -

Yoshihiro SAKAKIBARA

Accepted August 20, 2014

抄録：現在のドイツにおいては、統一学校運動や総合制学校とも構想上の接点を持つ、Gemeinschaftsschule (GMS:「共同体学校」)が、試行段階を含めていくつかの州で見られる。その中でバーデン＝ヴュルテンベルク州は、歴史的な政権交代と学校教育法改正の一方、議会では政党間の対立構図を残しつつ、市町村からは同校設置の申請、文部省の認可、新制度の始動という、学校理念の主張と衝突、制度上の設計と運用、実態の多様性といった動きを顕著に、また現在進行型で観察できるフィールドとしてきわめて有望である。本論文は、その進展を追う初発の報告として、同州のGMSを支える基本コンセプトと制度的諸条件を述べることを通じて、学校制度を通じた社会的統合と個人的分化への対応という基本問題を確認するとともに、両者を止揚しようとする同州での試みに注目した。

索引語：コミュニティースクール、多様性、異質性、学校政策、ドイツ

Abstract : The purpose of this paper is to describe a new phase around “community school (GMS in German)” in the state of Baden-Württemberg in Germany, which shows clearly the basic issue of school institution. That means the complex body, which consists of the arguments, organization and reality of social integration and personal development in the school. As the first paper focus is settled in the debate among political parties and basic concepts of GMS.

Key Words : community school, diversity, heterogeneity, school politics, Germany

1. 課題の設定

学校教育が個人の能力の伸長を通じた社会的統合、なかでも国民としての社会化を進めると同時に、社会的分業に対応した個人の分化あるいは「成長・発達」を促す仕掛けとして機能していることは、

日本に限らずドイツにおいても観察できる。

ただし、基本法第 30 条などに示される連邦主義を採用するドイツでは、州による文化的権限 (Kulturhoheit der Länder, 文化高権とも訳される) が原則とされることから、学校教育に関わる権限も基本的に州にあり、16 の州にそれぞれ文部省 (Kultusministerium)¹⁾ が置かれ、各々が独自の学校教育の制度と政策を持っている。

南西ドイツに位置するバーデン＝ヴュルテンベルク州 (Land Baden-Württemberg, 2013 年 5 月現在, 人口 1049 万人) も、その一つであり、他の州と同様に、州議会の政党別議席数の状況から政権が構成され、選挙公約に対応した学校政策が打ち出されているが、2011 年 3 月の州議会選挙を機に大きな変化が見られた。すなわち、同選挙では緑の党 (Grünen) が大躍進して第二党となり、第三党となった社会民主党 (SPD) と連立政権を組んだ。第一党は、キリスト教民主同盟 (CDU) である。以降、Winfried Kretschmann (Grünen) を首相とした政権が運営されている。このことは、学校政策に大きな影響を及ぼしているが、とくに注目すべきは次の点である。

同州では、4 年間の基礎学校 (Grundschule) の後に進むべき学校が、基幹学校 (Hauptschule²⁾)、実科学校 (Realschule)、ギムナジウム (Gymnasium) と 3 つに分岐しており、その際、基礎学校から保護者に対して行われてきた、進学アドバイス (Grundschulempfehlung) について、従来から批判的だった Grünen と SPD の両党は、この制度を廃止した。成績に応じて子どもの進むべき学校種がこのアドバイスによって事実上決定されることを良しとしなかったからである。すなわち、2012/2013 年度から、基礎学校のアドバイスのいかにに関わりなく、保護者は希望する学校種を選べるようになった³⁾。

その結果、基幹学校への進学者は激減する一方、実科学校とギムナジウムへの進学者は増大した。全生徒数に占める割合で見ると、2011/2012 年度と比べて、23.7% から 15.8% へと減った前者に対して、後者はそれぞれ 34.2% から 37.1%, 40.9% から 43.9% に増加である⁴⁾。この傾向は今後も続くと思われる⁵⁾。

もう一つの大きな変化は、新たな学校制度として Gemeinschaftsschule (「共同体学校」、英訳では、community school も可。以下、GMS と略記)⁶⁾ が州学校教育法に規定され、基幹学校、中等教育 (実科学校修了に相当)、アビトゥア (Abitur ; 大学入学資格、ギムナジウム修了に相当) のいずれの教育修了をゴールにするかを決めないままで、第 5 学年に進学できる中等教育学校が創設されたことである。2014 年 2 月には、新たに 81 校が 2014/2015 年度から同学校になることが決まり、これまで開校したものと合わせて 209 校の公立学校が GMS となる⁷⁾。これは、同州の公立中等教育学校、約 2400 校のおよそ 9% に相当するほどの規模である。

このような動きは、学校制度を通じた個人の社会的統合とその分化 (選抜と配分)、あるいは多様性や「個に応じた教育」、あるいはインクルージョン (包括) に関わる、人々の考えと行動を顕在化させており、学校教育とその制度の基本問題を観察する上で格好のフィールドを提供している。GMS は同州以外にも、たとえば最北部のシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州 (Land Schleswig-Holstein) などでも近年、制度化されており、その展開が注目される。

おおまかに言って GMS は、第二次世界大戦前の、出身社会階層に関わりなく同じ学校に子どもたちが通う単線型学校制度を求めた統一学校運動 (einheitliche Schulbewegung)⁸⁾ や、戦後の主に北部の州で制度化された総合制学校 (Gesamtschule)⁹⁾ にも通じており、学校教育を通じて世代間の文化的・社会的階層差を縮小させること、また、普通教育と実学教育との境を明確にしないといった考えと親和的である。したがって、GMS を観察することは、自己実現と社会的配分、個人の資質・達成と社

会的効用、平等と格差、あるいは公平と公正など、学校教育の基本問題を深めることに他ならない。

その中でも、1950年代前半以降、約60年もの間CDU政権が続き、3つに分岐する中等教育学校が当然と見なされてきたバーデン＝ヴュルテンベルク州においては、論点が明確な政治的状况が見られる一方、GMSの制度化も進められ、かつGMSとなった各学校における実際も観察できるという、学校教育の理念、制度、実態のいずれについても多層的あるいは多面的な捉え方が可能な状況にある。

なお、ドイツの中等教育学校の機能、とりわけ初等教育と中等教育との接続に関しては、いくつか論じられているものの、2000年以降の研究は限られ、また不十分である。たとえば、Daniel Kneuper/Klaus-Jürgen Tillmann (2008)「教育制度と教育システム」ではGMSにまったく言及しておらず、従来の三分岐の学校制度を前提に議論している。

あるいは、この分野に関する日本での先行研究を挙げれば、たとえば、紫(1994)は20世紀後半の実態研究、坂野(2000)や遠藤(2004)はおおよそ1990年代までの歴史的研究である。栗原(2013)は21世紀に入ってから論文だが社会学的なアプローチであり、制度研究としてはト部(2011,2012)があるものの、ドイツ全体を対象とした学校制度の改変状況を明らかにすることを主眼としており、上述のような学校制度論の視角は必ずしも明確ではない。もっとも、前原(2013)はハンブルク州とノルトライン＝ヴェストファーレン州を例に、「ギムナジウム+1」に関する議論を深めようとしており、本論文に示唆を与えてくれる。ただし、現在の動向ゆえに、より多面的に構成される現実の記述という点では成功していない。

以上のドイツの現状と日本での研究の進捗に対する認識にもとづき、バーデン＝ヴュルテンベルク州における政治的転換とGMSの成立、展開、それらの背景にある教育的ほか思惟の主張と対立あるいは葛藤を描き出すという研究構想のもと、その第一報として本論文では、同学校が制度的に成立した現下の状況を記述する。

2. GMSの法定

(1) 政党間の主張と対立

州議会選挙の後、同州の学校教育法にGMSが盛り込まれたのは、2012年4月のことである。このときの様子を、地元紙、Stuttgarter Zeitungは次のように伝えた¹⁰⁾。

ついに文部大臣とその指南役Norbert Zellerは、幸福を手中にした。政府与党は喜びに沸いた。州議会はGrünenとSPDの賛成多数で学校教育法を改正、GMSを12番目の学校として導入したのである。いまやバーデン＝ヴュルテンベルク州には法律上、基礎学校、ギムナジウム、GMS、職業専門学校、基幹学校－Werkrealschule、コレーク、職業コレーク、特別学校、実科学学校、職業学校そして職業上級学校が存在する。

GMSはより長い期間一緒に学ぶとともに、教育上の成功と社会的出自との関係を断ち切るもので、情緒そしてイデオロギーと結びついている。CDUは、法律改正を問う会議にて同党の州全体の意思として次のように警告した。「GMSは大きな希望を引き起こす。しかしながら、そこには何もないのだ。子どもたちは決して実験用の動物ではない」と。現在の分岐した学校システムは機能しているのに対して、「総合制学校」での実験においては、確かなものは何も導かれていない、と。

これに対して、Grünen議員、Sandra Boserはこの言葉がCDUの「不信」を投影しているだけだと

述べた。反対派は教育システムを変えることの効果を低く評価し、教育機会の公平を置き去りにしようとするものだ、と。

一方、教育科学組合 (GEW) は、新たな学校種の誕生を祝っている。「GMS の導入はバーデン＝ヴュルテンベルク州誕生 60 年に際してなし得た、最高の贈り物だ」と。「何十年も続けられてきた壁が、ついに教育政策において動き始めた」と、同代表 Doro Moritz は喜びを表明している。また州の手工業会議 (Handwerktag) も、生徒が長期間一緒に学ぶことに対して賛意を表し、この先駆者を歓迎する。「州議会はより良い教育への多数の勇気を示した。新たな GMS の導入への道を開いたのである。」(中略)

文部大臣 Gabriele Warminski-Leitheußer (SPD) は、州議会で説明したように、地域的な学校開発計画のコンセプトを扱うワーキンググループを設けた。市町村会議や自由民主党 (FDP) が要求しているような、基幹学校や実科学校との協同について、完全には排除しないものの、同大臣はこのように強調する。「目的は常に GMS でなければならない」と。

こうしたやりとりから、GMS を進めようとする Grünen と SPD に対して、反対する CDU と慎重な FDP という構図を見ることができる。つまり、GMS は政権交代によって初めて誕生しえたのであり、中等教育の入り口における共通性と差異性、あるいは平等と効率性、政治的にすぐれて論争的なテーマである。

この政党間の構図は、法律成立後の様子からも読み取れる。たとえば、「CDU は GMS の水準に疑問」と題した 2013 年 9 月の記事は、次のように各党の主張を紹介した¹¹⁾。

ギムナジウムのスタンダードは、GMS では履修すべきとされていないため、決して生徒たちに提供されない、と州議会 CDU の教育専門家、Georg Wacker は批判する。設置された 42 の GMS のうち、すでに第 6 学年を有する 8 校では、第二外国語が教えられていない。これはギムナジウムでは必修の教科である。この点について Wacker は、GMS の生徒がのちにギムナジウムの上級段階へと進路を取ろうとしても排除されることになるだろうと見ている。

同時に Wacker は、同党の州議会議員団長 Peter Hauk と同様に、「実科学校とギムナジウムにおける驚くべき原級留置 (留年) 数の増大」に対する緊急プログラムを要求した。基礎学校による進学アドバイスの従うべきことが廃止されて以来、実科学校では第 5 学年の 3.9%、ギムナジウムの 1.3% が原級留置となっている。2011 年は、ギムナジウム 0.4%、実科学校 0.7% であった。CDU は来年度、第 6 学年ではさらに多くの生徒が原級留置となることを懸念している。

Wacker は、州政府がとくに実科学校の授業時間数を当てることを求める。保護者が実科学校とギムナジウムにおいて最初の 2 年間は「サポート保証」を得るべき一生徒にふさわしい学校を基礎学校がアドバイスできなくなった代償として—と言うのだ。「間違った」学校に進学することを避けるために、CDU は文部省に対して、基礎学校の第 1 学年からのシステムチックな相談コンセプト (Beratungskonzept) を準備するように求めている。

Hauk は「混沌とした教育システム」によって「かなりの」人々が不安を抱いていると証言する。「私立の実科学校とギムナジウムにおける明らかな生徒数の増加」が見られると主張するのだ。同じように FDP の Timm Kern は、Grünen と SPD の教育政策が「展望を持った、また責任意識を伴ったもの

ではない」と断じている。

これに対して SPD の Stefan Fulst-Blei は、ならば CDU 独自のコンセプトをぜひ見たいと述べる。文部大臣の Andrea Stoch (SPD) も、CDU がこれまで発展の機会を逃してきたと主張するのだ。また、基礎学校では改善された相談コンセプトがようやく導入されること、また私立学校での生徒数は政権交代以前に「すでに増加していたことである。さらに GMS でのギムナジウムレベルの授業は保証されている」と。すでに Tuebingen 教育局管内だけでも、16 人の実科学校とギムナジウム教員が GMS に任用されているという。

あるいは、最近の記事 (2014 年 3 月) でも、「文部大臣 Stoch の学校政策に対して、州 FDP の総書記はこう述べた。『赤い政府にレッドカードを突きつけよう！ GMS プロジェクトを撤回させて、それぞれの学校に自由を与えよう』と」。¹²⁾ このように、GMS をめぐる各政党の主張と対立は明瞭である。

(2) 州学校教育法の改正

さて、成立した条文は次のとおり。

学校教育法 第 8 条 a Gemeinschaftsschule

- (1) GMS は、個々の達成可能性に応じて、中等教育段階 I の生徒たちに基幹学校、実科学校あるいはギムナジウムに相当する教育課程を提供する。個人的なそして共同的な学習を志向した授業形態を通じて、GMS は生徒のさまざまな達成可能性に対応する。GMS は特別支援学校に通う生徒に対しても開かれており、特別支援学校の種類に応じた学習指導要領が授業の基礎となる。GMS では、教育上の観点にもとづく学習グループを設ける。学習グループの設置は学校種に対応するのではなく、教育上の観点に応じてである。GMS は州憲法第 15 条 [(1) 基礎－基幹学校という国民学校は、1951 年 9 月 1 日の Baden 地方におけるキリスト教の性格を持った無宗派学校という原則にもとづく、キリスト教 GMS としての学校種を有する。(2) 1966 年 3 月 31 日に Südwürttemberg-Hohenzollern 地方において、無宗派学校として設立されていた基礎－基幹学校という国民学校は、保護者の要求によって州に支援される同様の無宗派の私立学校に変わることができる。その詳細は三分の二の要求によって定められる規則にもとづく。(3) 子どもの教育に関与するという保護者の自然権は、教育・学校制度の構成において考慮されなければならない。] および同第 16 条 [キリスト教 GMS においては、キリスト教のおよびヨーロッパ的な教育と文化的価値にもとづき育てられる。] に従う。
- (2) GMS は、少なくとも [1 学年あたり] 2 学級だが、特別の例外として 1 学級でもありうる。GMS は原則的に一カ所に創設されるが、もし例外的に複数の場所に分かれる場合は、並行的¹³⁾ではなく、様々な場所に学習グループが設けられるものとする。GMS は第 5 条により基礎学校にも、また第 8 条 5 項により第 10 学年の教育修了後に接続する 3 年間のギムナジウム上級段階にも設置できる。
- (3) GMS は中等教育段階 I において、学校設置者の提案により週に 4 日間、学校会議の賛成により週に 3 日間、1 日に 8 時限まである生徒と保護者への義務 [第 72 条 3 項 1 学校での義務は、通常の授業への出席とその他義務的な学校行事、あるいは学校規則に従う。] 全日学校となる。GMS が基礎学校に設置される場合は、学校設置者による提案と学校会議の賛成により、週に 4 日間あるいは 3 日間の義務的あるいは自由意思で全日学校になる。

- (4) 定められる規則それぞれに従い中等教育段階Ⅰの生徒は、第5学年あるいは第6学年に基礎学校修了の、第6学年に実科学校修了あるいはギムナジウム上級段階に移ることによる実科学校修了と同価値の教育修了を申請する。その際、該当する生徒それぞれの修了年には全ての教科と合科について、第1項に示す学校種がそれぞれ求める授業が用意されなければならない。
- (5) GMSは、学校設置者の申請にもとづき、文部省の認可後、新たな学校設置あるいは既存の普通教育学校の学校種を学校会議の賛成によって成立する。学校が長期的に存続するという所与の関係が整えられた場合に、文部省の認可が下りる。第30条2項〔最上級学校監督庁が、公立学校の設置に関する公的需要があり、学校設置者が第27条2項（学校設置者は、公的需要があるときは公立学校を設置、改変する権限を有し義務を負う。）に定める義務事項を満たしていないと判断する場合、法的監督庁は、市町村の規定に定める必要な諸手続きを担当する。その際、学校設置者は事前に聴聞される。〕は適用されない。
- (6) 文部省は、とりわけ組織、授業内での多様化および達成評価に関する特別規則を定める権限を有する。

この条文からGMSは、①第5学年からの、基幹学校、実科学校またはギムナジウムに相当する中等教育課程を提供することが主眼である、②多様で異種の生徒の教育－学習活動が可能な、1学年あたり複数の学級という規模が求められている、③ドイツにおいて歴史的に採用されてきた、おおむね午前中で学校が終わる半日学校（Halbtagschule）ではなく、全日学校（Ganztagsschule）の特徴を持つ、すなわち多岐にわたる活動が行われうる場として想定されていることがわかる。

3. GMSの基本型と教育上のコンセプト

(1) 学校からの申請に際して

この学校の基本は、同州文部省が発行する「GMS申請のための手引き」（2013年1月版）¹⁴⁾に示されている。まず、目次から概要を確かめよう。

目次：

1 手続きに関する一般的情報

- 1.1 この手引きの使い方 1.2 申請を成功させる上での基準 1.3 申請許可の手続き
1.4 訪問調査の一例

2 教育上のコンセプト（Pädagogische Konzeption）

- 2.1 序文 2.2 教育上のガイドライン
2.3 教育上のコンセプトに関する質的領域と重要な質問

3 空間的そして施設・設備上の環境

- 3.1 GMSの学校空間に関する一般的条件 3.2 自然科学の授業領域
3.3 GMSにおける一般的な空間的追加 3.4 一般的事項

4 公共的観点からの条件（生徒数等）

- ・長期的に2学級の生徒数が求められること。・近隣学校への影響が考慮されるべきこと。
- ・空き教室状態を避けること。・必要不可欠な場合は新校舎の建築が可能なこと。
- ・通学路の状況を確認すること。

付表：申請書類（略記）

(2) 教育上のコンセプトについて

同冊子の「2」は、GMSの基本が述べられている重要な部分である。そこで、以下にほぼ全文を示す。

2 教育上のコンセプト

2.1 序文

学校経営陣、教員、保護者、生徒、市町村議会というコミュニンのあらゆる人々が、外的に明らかな差異化を行うことなく、長い期間、一緒に学ぶという決定をした場合に、バーデン＝ヴュルテンベルク州のGMSは成立する。ここで示されるGMSの教育上のガイドラインとは、設置認可を得るために役立てるチェックリストではない。そうではなく、継続的で集中した何段階にもわたる手続き(1.3を参照)を経て、GMSの開発はなされるべきである。

バーデン＝ヴュルテンベルク州のGMSにとって中心的な意味を持つ、構造上のカテゴリーと教育上の質的領域は、2.3に示されている。ドイツ学校賞（der Deutsche Schulpreis）と「垣根の向こうを見ろ（Blick über den Zaun）」の改革教育的な学校ネットワーク、さらに学校の質のための案内概要は、このカテゴリーと質的領域を整えるための参考となった。2.3に挙げられるリストの質問を踏まえた全体として、良いGMSは創設される。

すなわち、個々の視点が集められるだけでは十分ではない。学校と学習に関するそれぞれの態度が吟味され、質問に対する回答がなされ、それらの回答が学校の日常生活を次第に満たすことが意味を持つのである。バーデン＝ヴュルテンベルク州におけるGMSが担う基本テーマは、以下の通りである。

社会的価値を発展させる（Gesellschaftliche Werte entwickeln）

連帯（Solidarität）－社会が連帯的なものであってこそ、成功しさらに発展することができるということを、学校において意識づけるべきである。そこでは、すべての学校関係者のあらゆる関係に対してもあてはまる。学校での抑止活動（Präventionsarbeit）¹⁵⁾を伴った議論が、こうした状況を維持できる学校の発展に寄与するのである。

異質性（Heterogenität）－多様であるのが現実である。多様性に対する価値判断は、様々な人から構成される社会で、人々が共生する上の基礎となる。その際、とりわけ個々の強みが理解され、評価され、経験されるべきである。そこには、障害を持った人や移民の背景を持つ人々も、もちろん含まれる。

達成 (Leistung) — 未来に挑戦するためには、高い目標を目指すことと、目標を達成するためにすべてをそちらに向けることが必要である。このためには、学校の人々がこの方向に向けられるとともに、それを達成することが報われるもの、という前提が作られなければならない。

責任を引き受ける (Verantwortung übernehmen)

自身のために — GMS においては、自身の学習と教育過程のために、子どもの青年の手にできるだけ多くの責任が置かれる。そこでは、彼らの年齢と個人的成長が考慮されることはもちろん、最大限の支援が行われる。

他者のために — 学校では、それぞれの環境での感覚的で多様な受け止めについて、練習がなされなければならない。そこにおいて、「自分は誰をサポートできるだろう」そして「自分は誰から何を学ぶことができるだろう」といった問いが導かれる。

みんなのために — 継続的な発展のための教育という点で、学校は連带的、民主的、エコロジカルに責任ある行動のための、多様な学習フィールドである。生徒が自立して生活し学ぶ上での責任を引き受けられるように、大人は自分たちの言動を通じて彼らを支援することができる。教員はその先例である。

生涯にわたる学習をめざす (Lebenslanges Lernen anstreben)

学ぶ喜び — 「我々の脳はいつも学んでいる。脳はそれ以外のことができず、またやりたがらない」、脳研究者 Manfred Spitzer からの含蓄ある引用は、学校においてそれぞれの完全な喜びが強められ、さらに発展させられるべきことを示唆している。もしこの観点を無視するならば、我々は人間に関する最高の資源を無駄づかいしてしまうことになる。

現代のサービスと産業社会 — 今や、ひとりの人間が一度学んだことで生涯を過ごすといった職業の経歴は、もはやほぼ見あたらない。我々が革新や技術志向を強めるほどに、人々には、新たなテーマと課題が設定されうるし、また求められるものでもある。

加齢に抗する学び — 新たな見知らぬテーマに関わるという学習が、人間の脳の退潮を大きく抑止することは久しく明らかである。この点で、ますます高齢化する我々の社会において、生涯にわたる学習の喜びは、もっとも優れた健康上の予防方略である。

効果の高い学校でより長くともに学ぶ (Länger gemeinsam lernen in einer leistungsstarken Schule)

いっそうの機会の公正 (Chancengerechtigkeit) — 基礎学校を終えた後、選んだ学校キャリアを修正する機会を見つけることはほとんど不可能である。すべての子どもと青年は同じ機会を持ち、一緒に学び、もってなしうる最高の学校修了へと到達するのである。

いっそうの参加の公正 (Beteiligungsgerechtigkeit) — 誰も排除されない、そうではなくすべての子どもと青年は提供されるすべての教育に参加する機会を有する。そこで青年は、興味と能力を高める

可能性を保つのである。

いっそうの教育の公正 (Bildungsgerechtigkeit) を一さまざまな発達の状態, スピード, 方向にある, すべての子どもと青年に適うことは可能である。さまざまな学習への入り口が見つけられ, 試され, これによって社会的な不平等に対抗するのである。

以上から, 現在の州政府は, 生涯学習をも含めた多様で公正な社会であってこそ, 個々の責任と社会的な達成をいずれも実現できる, という理念を GMS に託していることがわかる。それゆえに, この価値観をめぐって政党間の衝突が生じてもいるのである。

(3) 教育上のガイドラインの設定

以上の, 教育上のコンセプトを実現する上で求められるのが, ガイドラインおよび関係領域である。その概要を以下に示す。解釈が分かれうると思われる箇所には, 原語も付した。

2.2 教育上のガイドライン

とくに重要な留意点

一個に応じた学習形態

－異質なメンバーからなる学習グループ (heterogene Lerngruppen)

－インクルージョン (包括)

－教育課程としてすべての教育スタンダード (9 年間の基礎学校修了, 10 年間の実科学校修了, 12 年間または 13 年間で大学入学資格を得るアビトゥア) の提供

－中等教育 I (10 年間) または中等教育 II (大学入学資格) という学校種に対応した教育修了

－多様な形式での成績の評価と成績のフィードバック

－強みが志向されること: 豊かさとして人が多様であることを経験し, 日常の学校生活において民主主義の理解を強めること

－失敗を恐れない文化

－全日学校

－保護者会 (積極的な教育上のパートナーシップ) と学校外のパートナーとの参加を伴うネットワーク

－職業志向

「良い」 GMS は次のような特徴を帯びている, すなわち,

－教育が関係 (の行為) として捉えられる (Pädagogik als Beziehungsarbeit begreift)。

－受容的な文化が育てられる。

－選別をされない (「誰も敗者にならない」)。

－様々な成功経験を可能にする。

－誰も辱められない。

－すべての生徒のチャンスとして多様であることが捉えられている。

－失敗を恐れない文化のもとで民主主義を学び, 責任を引き受けることができる。

- －教員、保護者、生徒による参加が当然のこととして尊重される。
- －管理に替わってリーダーシップ（Leadership statt Leitung）が実践される。

2.3 教育上のコンセプトに関する質的領域と重要な質問

4つの領域での重要な質問が揃えられている。

- A 学習文化（Lernkultur）－授業コンセプト、授業支援の方策、教員の役割理解、インクルージョン、学習空間の実現に関わる質問
- B 学習（機会）の提供（Lernangebote）－学習グループ、全日学校、学校外における学習の場とパートナー、職業志向、持続的発展のための学習に関わる質問
- C 学習する学校（Lernende Schule）－質のマネジメント、フォードバックと協力、研修／人的開発に関わる質問
- D 責任を求め、促す（Verantwortung fordern und fördern）－共同体としての学校、生徒の参加、保護者の参加、支援機会の提供、学校という場に関わる質問

以上、先に見た教育上のコンセプトは、このガイドライン等において具体化されている。GMSは多様・異質であることを受け止め、それらの受容と包摂を志向する。そこでは、教育よりも学習、管理よりも責任や参加が重視されていることを読み取れる。

(4) 問答集から

以上の概要をより理解するには、文部省が想定した質問とそれへの回答¹⁶⁾を見るのが有効と思われる。以下、18の問答を見てみよう¹⁷⁾。

① GMSとして、どのような指標があるのですか。

GMSの申請に際しては、3つの指標が確認されます。第一は、該当する学校の教育上のコンセプトが、生徒の強みを活かす授業を目指した、いかに個に応じたそして共同的な学習形態となっているか、また全日学校またはインクルージョンが計画されているか、あるいはすでにそうになっているか。第二の指標は、施設・設備の状況が、おおよそ自学とインクルージョンに対応した、GMS創設の準備にふさわしいか、もしくは準備ができそうか。そして第三には、1学年2学級を維持できるための十分な数の生徒を長期的に確保できるか。これに加えて、そこでのバス路線がいかに整備されているかといった、公共交通機関についても注目されます。

②教育上のコンセプトはどのようなものですか。

教育上のコンセプトに対して、文部省は高いそして広範囲の質的リクエストを設定しています。

- ・多様性を伴う関わり：多様性があり、個に応じかつ共同的な学習がよく計画され、継続的に促される関係のあること。
- ・授業の質：自己責任のある学習と生活世界と関連する点に重点が置かれていること。学習の随伴者としての教員、チームワークのあること。
- ・責任：尊敬される、暴力のない人々と物的条件。民主的な関与、独自のイニシアティブと共通理解の見られること。

- ・学校の風土：学習すること相互であることの喜びがあり、学校外のパートナーと教育的に実り多い関係のあること。
- ・質的マネジメント：学校経営が高い専門性に支えられること。学習する組織として意識されており、プロジェクトマネジメントがなされていること。
- ・達成：さまざまな分野において、生徒の特別な達成が実現されること。
- ・このほか審査される点として、全日学校やインクルージョン、そして保護者の参加に関する実際的な経験がどれほどあるか、が挙げられる。

③認可の過程はどのように進むのですか。

州教育局が教育上のコンセプトをまず判断します。その際、2人の教育官（Schulrat）と外部の専門家からなるチーム—たとえば、他の学校の校長や「GMS・学校モデル・インクルージョン」専門の行政官が、学校を訪問して評価を行います。最終的には、教育上のコンセプトが現実のものになりうるかが確かめられるのです。学校監督庁は認可申請を許可するに際して、当該地域の学校環境がどのようなか、また将来どのような点についても注目します。近隣の自治体との葛藤状況が生じた際には、話し合いの場も設けられます。これらを通じて、「県（Regierungspräsidium）」が学校組織上の指標を評価し、文部省に決定案を提出するのです。

④自治体の政策は GMS 設置に影響しますか？

評価に際しては、教育的なコンセプトがもっとも重要です。しかしながら、自治体はその学校を維持しようとしているかも関係します。GMS は多様な教育修了という魅力を背景に、人口が少ない地域においても設置できます。2025 年までに基礎学校学年の 10%、その後の学校のおよそ 20% の生徒数が減ることになるのですから。しかし、こうした観点だけで学校設置が認められるのではなく、教育上のコンセプトと計画されている学校の規模が決定的です。

⑤なぜ実科学校からの申請が少ないのですか。

基幹—Werkrealschule は、すでに多様な学習グループでの集中的な経験を有し、GMS へのさらなる発展に向けて十二分に開かれています。実科学校のこれまでの慎重な姿勢は、その規模のために長い準備期間を必要としたためなのです。2 年目の設置申請には 4 つの実科学校が含まれています。この先には、より多くの申請がなされることでしょう。実科学校からの申請と同様、より多くのギムナジウムが好例を示してくれると文部省は予想しています。

⑥ GMS における授業は、どのような点で特徴的ですか。

長い期間一緒に学習するとともに、可能な限り個に応じた学習形態を通じて、GMS は生徒の多様性・異質性にふさわしいものになります。生徒は互いに、またそれぞれに学び、これを通じて重要な社会的な能力も身につけるのです。

具体的なポイントを例示しましょう。

- ・生徒を中心にした授業方法・すべての生徒に対する個別の学習およびサポートの計画
- ・個別の自己責任のある学習とさまざまなグループ・さまざまな生活領域における学習体験

- ・教員のチームワーク・数値による評価で補われる、それぞれの達成のフィードバック
- ・リズムのある活動的な学校生活

⑦なぜ、すべての GMS で全日学校が義務づけられているのですか。

全日学校は、教育システムにおける機会の公平性を改善する役割を担っています。それは子どもたちと青年たちの興味や資質に対して、個別の多様な可能性をもたらすのです。StEG（Projekt: Studie zur Entwicklung von Ganztagschulen：全日学校の発展に関する研究）が示すように、全日学校への参加は家庭と生徒の社会的振る舞いにおいて効果を高めています。とりわけ、全日学校は家庭と職業との連携を促します。こうした理由から、GMS の教育上のコンセプトにとって全日学校を義務とすることが重要なのです。なお、GMS を含む基礎学校についてこの義務づけはありませんが、そうなることは可能です。

⑧ GMS において、教員の勤務時間数はどのように調整されるのですか。

授業時数にもとづく時間に加えて、GMS では以下が加配されます。

- ・個別化を促し多様化を図るために、クラスごとに週あたり（Lehrerwochenstunden）2 時間。
- ・特別の教育上の課題のために、クラスごとに週 2 時間。
- ・GMS のさらなる開発（推進）のために 1 度限り、学校設置の初年時に第 5 学年に週 3 時間、同 2 年次に第 6 学年に週 2 時間、同 3 年次に第 7 学年に週 1 時間。
- ・中等教育段階Ⅰにおいて、週 4 日終日学校にする場合は学年ごとに週 5 時間、同 3 日の場合は週 2 時間。

⑨ GMS の標準規模はありますか。

GMS は通常、28 人の子どもで構成された学級が 2 つかそれ以上です。第 10 学年以降の GMS は、少なくとも 60 人の生徒がギムナジウムレベルに在籍すること、中等教育段階Ⅱについても同様です。

⑩ GMS での第 10 学年を修了した後、中等教育段階Ⅱが置かれていないところでは、どのような進路がありますか。

第 10 学年を良好な成績で修了した場合、その後に次のような進路があります。

- ・普通教育ギムナジウムの上級段階
- ・職業ギムナジウム
- ・職業的教育

⑪学習グループと学級との違いは何ですか。

GMS では、すべての子どもが学習グループを作ります。この新しい概念により、学習グループは従来の学級といった強固な繋がりとはまったく別であることが明確にされるのです。生徒にとって学習グループはよく知った、安心できる場になります。クラス全体が学習グループとなる状況はいつも起こりえます。それを通じて、子どもたちは様々なグループで、個別でかつ共同的な学習形態を手がかりに、いっそう自己責任的な学習を進めるのです。学習グループの規模とその内容については、各学校が教育上の眼目と組織的な条件に応じて決めます。成績上の A,B,C といった、あるいはこれに類似するグループ化は決して行われません。

⑫ GMS では評点が付けられますか。

GMS では評点が付けられなくとも構いません。もっとも、保護者が自分の子どもの達成状況の「翻訳」を評点として求めることはできます。いずれにせよ、生徒それぞれの発達と達成状況に関する多様な判定が行われます。ただし、修了学年での評点は義務づけられています。

⑬保護者は学校生活にどのように関わるのですか。

GMS は保護者と積極的な教育上のパートナーシップを築きます。緊密で定期的な連絡を通じて、教員と保護者は子どもの達成状況を理解し、学校および家庭においても、实际的で意味ある方略について合意できるのです。

⑭ GMS ではどのような教員が授業を担当するのですか。

GMS ではすべての学校種の教員が授業を行い、中等教育段階すべての学校種の教員が配置されます。GMS が中等教育段階Ⅱを持つ場合、そこではギムナジウム教員のみが授業を担当します。2012/2013 年度の場合、各県からの報告では、25 人のギムナジウム教員と 31 人の実科学校教員がフルタイムまたはパートタイムとして、42 の新たな GMS で働いています。原則的に GMS では学校種と独立して教員が置かれます。同時に、経験豊かな実科学校教員や普通教育ギムナジウム教員によって時間単位での授業が担われることもありえます。

⑮教員はどのような資格を得ることができますか。

多様な学習グループを伴う環境においては、新しい教員養成が基礎になります。とりわけ、GMS の教員を拡充しようとする教育大学においては、たいいていの場合、すでに個別の学習と教育文化に関して数多くの経験を持っているのです。文部省はこれに加えて、それぞれの GMS の多様な状況に適った研修機会や相談機会を設けます。すべての GMS が Kuenselsau にある Anne-Sophie 自由学校にて 2 人の学習随行者 (Lernbegleiter) の養成を行わせることができるのです。Würth 財団の協力のもと、同校には学習アトリエが設置されました。

GMS では、学校開発と授業開発の専門家として養成された相談相手を伴うことができます。この 30 人の専門相談員 (15 の二人組) は 2012 年 9 月以来、州教員研修・人的開発アカデミーで養成されています。スイスの Beatenberg 研究所と Freiburg 教育大学が共同パートナーとなり、教員は継続教育モジュールの他にも、「観察、記述、評価、随伴 (頭文字をとって, BBBB)」, 協力的学習, インクルージョン教育, 教育的診断や能力の解析といったテーマで研修が可能です。州アカデミーは、GMS に対する教材や経験の交換に関するインターネット上の基盤となります。

加えて、GMS のネットワークを通じた学習の可能性と経験の交流が互いにサポートされます。GMS すべての学校指導部の定期的な会合が、共通する挑戦課題と出会い、あるいは学校の組織的および内容的な観点について話し合い、さらに発展させる上で、相乗効果を生むことでしょう。経験を交流して互いにさらに発展していくための教員と学校指導部のための、遠隔または地域でのネットワークが計画されています。

⑯どのような学校が GMS になれるのですか。

すべての普通教育の学校が GMS に替わることができます。すなわち、基幹－ Werkrealschule、実科学校、そしてギムナジウムです。

⑰いずれの学習指導要領に GMS は沿っているのですか。

普通教育学校のための現在の学習指導要領は、2004 年からのものです。GMS は当面、ギムナジウムのスタンダードを含み、学習指導要領に示す実科学校の第 5 学年、第 6 学年に従います。2012 年 12 月に始まった学習指導要領改訂の目的は、基礎学校と中等教育段階 I を包括する学習指導要領を作成することです。そこでは、多様な学校種の生徒たちが学ぶことを基本にして、義務づけられた共通の教育スタンダードが盛り込まれることになります。

⑱転居をした場合、学校修了資格は有効ですか。

基本的に基礎学校、実科学校、ギムナジウムの教育スタンダードは連邦全体で有効です。したがって、バーデン＝ヴュルテンベルク州内あるいはドイツ国内での転居に際しても、保護者は接続する学校を確実に見つけることができます。

以上から、GMS は学校制度に留まらず、学習指導要領、教員資格から、全日学校、評点、学習形態や保護者参加といった具体までを伴う内容と方法において、相当の広がりを持ったものであることが分かる。そして、こうしたアイディアがそれぞれの GMS で、どのような現実として見られるか、が次に問われるのである。

4. 結論と課題

以上、社会哲学ともいうべき領域に及ぶ発想が、現政権において GMS として法制化されたこと、それゆえに政党間の議論が激しく行われていること、また GMS への申請手続きほかに示される具体化が、いま社会的試みとして進められつつあることを確かめられる。

本論文では、GMS に関する政治的な構図と法令と関係資料にもとづく GMS の理念を主に取り上げた。これらは GMS の基本を形づくるものであると同時に、その具体を必ずしも示している訳ではない。続く報告では、事例を通じて GMS はどのように運営されているのか、その教育－学習的な側面を考察することを課題としたい。

引用・関連文献

ト部匡司「ドイツにおけるハウプトシューレの廃止過程に関する一考察」『徳山大学総合研究所紀要』33, pp.21-27, 2011

ト部匡司「ドイツにおける中等教育制度改革動向に関する一考察」『徳山大学論叢』74, pp.69-79, 2012
遠藤孝夫『管理から自律へ－戦後ドイツの学校改革』勁草書房, 2004

太田和敬『統一学校運動の研究』大空社, 1992

栗原麗羅「現代ドイツの分岐型学校制度の教育格差に関する研究－格差の現状と格差是正に向けた取り組み－」『上智教育学研究』26, pp.105-112, 2013

坂野慎二『戦後ドイツの中等教育制度研究』風間書房, 2000

前原健二「ドイツにおける中等学校制度再編の多様化の論理」『東京学芸大学紀要 総合教育科学系Ⅱ』64, pp.341-350, 2013

紫 容子「ドイツの総合制学校における社会的統合の理念の拡大に関する一考察」『比較・国際教育』2, pp.109-114, 1994

Daniel Kneuper/Klaus-Jürgen Tillmann, “Bildungsinstitutionen und Bildungssysteme” in Hannelore Faulstich-Wieland, Peter Faulstich (Hg.) *Erziehungswissenschaft ein Grundkurs*, rowohlt's enzyklopädie, S.369-388, 2008

Fragen und Antworten zur Gemeinschaftsschule, Ministerium für Kultus, Jugend und Sport, Pressestelle (日付の記載はなし)

(<http://www.kultusportal-bw.de/site/pbs-bw/get/documents/KULTUS.Dachmandant/KULTUS/zentrale-objekte-multilink/pdf/Fragen%20und%20Antworten%20GMS.pdf>)

Gemeinschaftsschule in Baden-Württemberg; Handreichung zur Beantragung einer Gemeinschaftsschule, S.20, Stand Januar 2013

Statistisches Landesamt Baden-Württemberg, Übergänge von Grundschulen in Baden-Württemberg auf weiterführende Schulen seit dem Schuljahr 1995/96 nach Schularten

注

- 1) これは通称であり, 正確な名称は州によって異なる。バーデン＝ヴュルテンベルク州の場合, Ministerium für Kultus, Jugend und Sport (文化・青年・スポーツ省) である。
- 2) 同州では, 現在, 多くの基幹学校が Werkrealschule [中等教育修了資格の得られる第 10 学年の教育課程を有する基幹学校。ト部は, 「職業実科学学校」と訳語を与えている (ト部 (2012) p.73)。] へと替わっており, 表記上も, Hauptschule と Werkrealschule が混在している。
- 3) Tübingen 教育局管内の場合, 24% の児童が基礎学校から Werkrealschule に進むように勧められたが, 実際にこの学校を選んだのは 12% という。Demografie in Baden-Württemberg, Abschied von vielen Hauptschulen, Stuttgarter Zeitung am 06.03.2014 (<http://www.stuttgarter-zeitung.de>)
- 4) Statistisches Landesamt Baden-Württemberg
- 5) たとえば, Hauptschule in Bodelshausen schließt voraussichtlich 2015, in Hollenzollerischer Zeitung am 16.05.2013 (<http://www.swp.de/locals>)
- 6) 「共同体学校」とカギ括弧付きで表記するのは, Gemeinschaftsschule の内実が州ごとさらには学校ごとに多様であり, 今のところ, 日本語として定訳を与えることができないためである。たとえば, 前原は Gemeinschaftsschule と, 原語のまま記述している。前原 (2013) p.344
- 7) 同州 HP 中, <http://www.kultusportal-bw.de/GEMEINSCHAFTSSCHULE-BW/Lde/Startseite>,
- 8) たとえば, 太田和敬 (1992) を参照。

- 9) たとえば、紫 容子（1994）を参照。
- 10) Neue Schulart ist Gesetz, in Stuttgarter Zeitung am 18.04.2012
- 11) kritik-an-gruen-rot-cdu-zweifelt-am-niveau-der-gemeinschaftsschule, in Stuttgarter Zeitung am 06.09.2013
- 12) Liberale machen sich Mut für Wahl, in Stuttgarter Zeitung am 05.03.2014
- 13) 同一学年に複数の学級が置かれていること。
- 14) Gemeinschaftsschule in Baden-Württemberg
- 15) 暴力やいじめの防止のほか、アルコールやドラッグの防止、人種差別や性的差別などを抑止すること。
- 16) Fragen und Antworten zur Gemeinschaftsschule
- 17) 番号は筆者が便宜的に付した。

※ Web ページの最終確認については、いずれも 2014 年 4 月 10 日。